

「危険ごみ」区分の新設について

1 経緯

平成30年4月に発生した、ごみ処理施設(石川町)の大規模火災を受け、火災の原因と疑われる「可燃性ガス缶」「乾電池類」「使い捨てライター」などの危険防止に向けて、西いぶり広域連合、構成5市町で協議を行うこととした。

2 西いぶり広域連合との協議内容

(1) 現在までの合意事項

項目	内容
収集区分の見直し	新たに「危険ごみ」を設定する
危険ごみの対象	スプレー缶類: ガス缶等の可燃性ガスを使用した製品全般 ライター類: 使い捨てライター等のガスライター類 電池類: 乾電池・ボタン電池・コイン電池・充電電池等
収集日及び方法	構成市町毎に設定(室蘭市については、検討段階。)
スプレー缶の穴あけ	受け入れ施設側で行うため、 <u>排出者による穴あけは不要</u>
処理場所	西いぶり広域連合リサイクルプラザ
処理方法	機械によるガス抜き処理(スプレー缶類、ライター類)

(2) 継続協議事項等

項目	内容
開始時期	令和3年4月を目標(構成市町一斉開始)
受入対応	施設での受入対応等(車輛など)

3 本市の検討事項

- ①危険ごみ排出量の推計
- ②推計量を基に収集頻度及び収集方法等の検討
- ③事前周知(広報むろらんや市ホームページ 外)
危険ごみ用の周知ビラを作成

※危険ごみについては、対象品目・開始時期など西いぶり広域連合構成5市町において統一を行うこととし、啓発ビラは、西いぶり広域連合で内容を統一したものを作成予定。

周知期間につきましては、収集・処理開始前の6ヶ月間を目標。